協 議 項 目 13 組織及び機構に関	すること	関係項目	∃	
2 住民にわかりやすく 調 整 方 針 3 住民の声が適正に反	ナービスが低下しないように十分 利用しやすい組織・機構とする 央できる組織・機構とする。 ついては、今後、定める「新市に する。	•	D整備	
3	₹		況	調整理由・課題
	伊香保町 議会 ————————————————————————————————————	課 課 保育園(1) 課		【調整理事務の位置及び本方の本に対して、 支やにしる では、 大きには、 は、 大きには、 大きには、 は、 は
教育委員会 本文字表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	教育委員会 和育長 —— 教育課 — 小学校(1) 中学校(1)	── コミュニティセンター ── スケートセンター ── 徳富蘆花記念文 学館)	教育委員会 教育長 —— 教育課 —— 共同調理場 — 小学校(1) — 中学校(1) — 如 幼稚園(1)	(住業建な支所性に会対がある。 ・ での対対のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
選挙管理委員会 事務局 (行政課) 事務局 (秘書広報課 公平委員会 「秘書広報課 監查委員 事務局 事務局 (行政課) 固定資産評価審查委員会 「有政課」	選挙管理委員会 公平委員会 監查委員 農業委員会 固定資産評価審查委員会		選挙管理委員会 — 事務局	<課題への対応> 1 本庁と支所との間の連絡体制の充実 2 組織・機構の適正化による事務処理 や意志決定の迅速化 3 効率的、計画的業務執行に適したグ ループ制の導入

協 議 項 目 13 組織及び機構に関する	ること 関係項目	目	
現		況	調整理由・課題
子 持 村	赤 城 村 議会 —— 事務局 村長 —— 助役 —— 総務課 —— 施設管理課 —— 施設課 —— 施設課 —— 中南診療所 —— 北診療所 —— 北診療所 —— 北診療所 —— 健康整備課 —— 環境整備課 —— 建設課 —— 土地整備課 —— 土地整備課 —— 土地整備課 —— 工地整備課 —— 工地整備課 —— 工地整備課 —— 工地整備課 —— 工地整備課	北 橘 村 議会 — 事務局 村長 一 助役 — 総務課 — 企画財政課 — 税民課 — 保健福祉課 — 建設課 — 環境課 — 環境課 — ぶれあいセンター施設課 — ふれあいセンター施設課 — 以入役 — 会計係	【課題3】 現況庁舎を有効かつ効率的に活用するために、綿密な現状把握と配置計画が必要となる。 <課題への対応> 1 各庁舎の収容能力などの詳細な調査の実施と、組織、職員等の適正配置を考慮した計画策定 【課題4】 存続、統合、廃止を考慮した各種施設、付属機関についての整備を行う必要を対した。 (保健センター、給ター、統図書館、公民館、体育施設、温泉施設など
教育委員会	教育委員会	教育委員会	診療所、図書館、公民館、体育施設、 温泉施設など <課題への対応> 1 各施設の利用状況などの把握と諸事情を考慮した慎重な存続、統合、廃止の検討 2 公共的な施策事業推進のために設置された公共的な団体や公共施設を管理連営する公共団体組織などの効率的、効果的な組織統合

5 議 項 目 │ 13 │組織及び機構に関すること		Am+t 1 4
		調整理由・課題
現 「自治法(抄) 「方公共団体の法人格とその事務) ・	第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当つては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分展しなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、週滞なく、その要旨その他総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部課の更負その他の職員を指揮監督する。 (委員今及び委員教行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。(1) 教育委員会員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会(4) 監査委員 (4) 監査委員 (4) 監査委員 (4) 監査委員 (2) 選挙委員会 (2) 選挙委員会 (2) 選挙委員会 (2) 国定資産評価審査委員会 (2) 固定資産評価審査委員会 (4) 配当を持ちればならない委員会は、左の通りである。(5) 農業委員会 (2) 国で最もなりに掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。(4) 監査委員会 (4) 配当を負債である。(5) 農業委員会 (2) 国定資産評価審査委員会 (4) 前3項の委員会古くは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならない。5~8 省略	調整理由・課題

協 議 項 目 13 組織及び機構に関		系 項 目	
	現	況	調整理由・課題
先進地事例			
西東京市	さ い た ま 市	さ ぬ き 市	
新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。 1 合併時における組織は、両市の現行組織を基とする。 1 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合し、平成12年度末まで存続させる。 2 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の新体制して課及び係を再編整備する。また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。	新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。 (1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 (2)簡素で効率的な組織・機構 (3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (4)指揮命令系統が明確な組織・機構 (5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構 (6)新たな行政課題を見据えた組織・機構	(1) 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。 (2) 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 (3) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。	
宗像市	東かがわ市	山県市	
新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。新市における組織・機構の整備方針 1 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構 2 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構	1 当面3町の役場庁舎は分庁舎として有効活用 するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町 役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する 支所を置く。 2 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、 それぞれ出張所とする。	新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。 新市における組織・機構の整備方針 1 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 2 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構 3 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 4 簡素で効率的な組織・機構	